

指示第112号  
平成29年12月11日

首席矯正処遇官（処遇担当）

発信通数の取扱い等について

標記について、下記のとおりとするので、遺漏のないように願いたい。

なお、平成29年10月6日付け本職指示第91号「発信通数の取扱い等について」は廃止する。

記

- 1 所定の申請制限通数及び手続によらない、いわゆる特別発信の出願については、次のとおりの使い分けをすることとし、願箋に記載させる。
  - (1) 通数外発信願い  
申請制限通数（未決拘禁者及び死刑確定者については1日1通、受刑者については1月ごとの所定の通数をいう。以下同じ。）を超える発信の申請について出願すること。ただし、下記3に係る発信を除く。
  - (2) 指定時間外発信願い  
夜間、休庁日等に発信の申請を出願すること。
  - (3) 特別発信願い  
上記（1）及び（2）以外の特別な取扱いについて出願すること。
- 2 通数外発信の取扱いについて
  - (1) 原則として、申請制限通数での発信をさせること（申請制限通数での発信をしていない時点での「通数外で扱ってほしい」との出願は認めない。）。
  - (2) 被収容者から、申請制限通数を超えて発信を申請したいとの申出があった場合には、「通数外発信願」の願箋をもって出願させ、これには関係資料を提出させるなど、①緊急性及び②必要性を疎明させること。
  - (3) 通数外発信の出願を処理するに当たっては、当該発信の宛先及び内容を踏まえ、その後の申請の機会に申請したのでは、当該被収容者が被る不利益の程度が大きいと客観的に認められるなど、緊急に当該信書を発信する必要性の有無を検討の上、許否判断を決定することとなること。  
なお、次に掲げるものについては、原則として許可することが相当と考えられるので留意すること。また、次に掲げるもの以外のものについては、一切認めないとする扱いとはならないことにも留意すること。
  - ア 告訴状、告発状
  - イ 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人を含む。）に対し発信する書面

- ウ 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う  
国又は地方公共団体の機関に対する申立て
- エ 公的機関からの補正命令等に基づいて作成した書面
- オ 事件送致する旨の告知を受け、当該事件に関し弁護士に対し発信する書面
- カ 刑事訴訟法やこれに関係する法令に規定された権利を行使する上で必要な書面
- キ 国の激甚災害指定等により被災地とされた地域に居住する親族に宛てた安否伺いに関する書面

- (4) 通数外発信の取扱いは、原則として、平日に 1 通に限ることとする。その範囲を超えて発信する緊急性、必要性がある場合、さらに願箋を提出させ、緊急性等を疎明させること。
- (5) 被収容者から、「提出期限が定められている」旨の申出があったときは、願箋とともに疎明資料を提出させること。また、提出期限等が特に定められてはいないものの、刑事訴訟法やこれに関係する法令の規定により特に発信が必要である旨の申出があったときは、その根拠となる規定等を願箋に明記させること。  
なお、緊急性等の疎明がなくとも、例外的に認めざるを得ない場合もあるので、特にその取扱いに十分留意すること。

### 3 申請通数の制限の対象とせず発信の申請を受け付ける信書について

次に掲げる発信の申請については、申請通数の制限によらない発信の申請として受け付けること。

- (1) 刑事施設視察委員会に対して発する信書
- (2) 審査の申請、再審査の申請、事実の申告及び苦情の申出の各書面
- (3) 未決拘禁者（未決拘禁者としての地位を有する受刑者及び未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者を含む。）や被疑者又は被告人である被収容者が弁護人等に対して発信する信書
- (4) 外国人被収容者が領事館又は領事機関に対して発する信書
- (5) 裁判所（裁判官等宛てを含む。）に対して発する信書
- (6) 受刑者が生活環境調整担当保護司に対して発する環境調整又は将来の保護観察についての相談等を内容とする信書
- (7) 他の刑事施設から当所に移送された受刑者が、親族、身元引受人等に対して発する移送連絡を内容とする信書（ただし、入所翌日から起算して休庁日を除く 3 日以内に発信申請する 1 通に限る。）
- (8) 年金事務所等や市区町村役場等に対して発する国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険に係る手続や照会等を内容とする信書

### 4 指定時間外発信願いの取扱いについて

夜間、休庁日等に発信の申請を受け付けてほしいとの願い出があった場合、「指定時間外発信願」の願箋をもって出願させ、これには関係資料を提出させるなど、緊急性及び必要性を疎明させること。

なお、この出願を処理するに当たっても、上記 2 の (3) と同様、当該発信の宛先及び内容を踏まえ、その後の申請の機会に申請したのでは、当該被収容者が被る不利益の程度が大きいと客観的に認められるなど、緊急に当該信書を発信する必要性の有無を慎重かつ厳格に検討の上、許否判断を決定することとなること。

## 5 その他

「特別発信願い」に係る特別な取扱いとは、例えば、次のような出願等を対象にすることが考えられること。

ア 閉居罰執行中に係る発信申請（弁護士等に対して発する信書を除く。なお、夜間、休庁日等に発信申請を受けた場合は、上記 4 の判断基準をもって許否を決定すること。）

イ 外部交通を禁止されることが予測される者宛ての発信申請

ウ 外部交通を禁止する者（又は外部交通を認める方針以外の者）との告知を受けている者宛ての発信申請

エ その他、所定の取扱いによらない発信申請